

2021年11月26日
株式会社高島屋

「高島屋グループグリーンボンド」発行に関するお知らせ

株式会社高島屋（本社：大阪府中央区、代表取締役社長：村田 善郎、以下当社）は、環境に配慮した事業に用途を限定するグリーンボンド（※1）（「高島屋グループグリーンボンド」以下、本社債）を発行いたします。

1. 本社債発行の目的・背景

当社のグループ経営理念「いつも、人から。」は、SDGs がめざす「誰一人取り残さない」社会の実現と強く結びつくものです。2006年には、この経営理念をもとにCSR活動の領域を策定し、現在もそれに即した経営を推進しております。こうした従来のCSR経営にSDGsの概念を融合し推進しているのが「高島屋グループ ESG 経営」です。ESG 経営の推進により、社会課題解決と事業成長の両立をめざし、「すべての人々が21世紀の豊かさを実感できる社会の実現」に貢献してまいります。そのために、「安心安全・サステナブルなインフラ機能」「環境に優しい生活・文化」「お取引先との協働による循環型社会」「多様な価値観への対応、多様な人材の活用」「お客様視点に立った経営」などの取り組みを進めてまいります。

当社は本社債の発行を通じ、債券投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に向けて、高島屋グループ ESG 経営の取り組みを積極的に発信していくとともに、建設的な対話を行うことで、持続可能な社会実現に向けた取り組みを進めてまいります。

2. 本社債の概要

発行金額	100億円（予定）
発行年限	5年（予定）
発行時期	2021年12月（予定）
資金使途	日本橋三丁目スクエアの開発
主幹事証券会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 野村証券株式会社
ストラクチャリング・エージェント（※2）	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

※当社は年限の異なる2本建ての国内無担保社債の発行（上限200億円）を予定しており、そのうちの 하나가本社債となります。

3. グリーンボンド・フレームワークの適合性および本社債の第三者評価について

当社はグリーンボンド・フレームワーク(以下、本フレームワーク)を策定しました。本フレームワークは、独立した外部機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)により、国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則 2021(※3)」及び環境省の「グリーンボンドガイドライン 2020年版(※4)」との適合性に対するセカンドオピニオンを取得しております。また本フレームワークに則り発行される本社債は、「R&Iグリーンボンドアセスメント(※5)」の最上位評価である「GA1」の予備評価を取得しています。なお、本社債に係る第三者評価の取得については、環境省のグリーンボンド等促進体制整備支援事業の補助金交付対象(※6)となっております。

<株式会社高島屋 グリーンボンド・フレームワーク>

<https://www.takashimaya.co.jp/base/corp/topics/gbframework.pdf>

<株式会社格付投資情報センター(R&I)のグリーンファイナンスページ>

<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/greenfinance/index.html>

【ご参考】

「日本橋三丁目スクエア」

連結子会社で商業開発業を担う東神開発株式会社が、アセットの多角化にともない手掛けるオフィスビルです。日本橋高島屋S.C.に隣接し、環境負荷の少ない施設設計で、BCP(事業継続性)にも配慮し、オフィスワーカーに快適・安全に働き続けることができる環境を提供します。

当ビルは、設計段階(事務用途部分)において、ZEB Oriented(※7)の認証を都内賃貸オフィスビルで初めて取得いたしました。施設を再生可能エネルギー由来の電力100%で運用するなど、環境負荷低減性の確保を基本としています。



日本橋三丁目スクエア外観(イメージ)

(※1) 企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券であり、具体的には、①調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて発行後のレポートングを通じ透明性が確保された債券。

(※2) グリーンボンド・フレームワークの策定及びセカンドオピニオン等外部の第三者評価の取得に関する助言等を通じて、グリーンボンドの発行支援を行う者。

(※3) 国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。

(※4) グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドライン。

(※5) グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度を、グリーンボンド原則に掲げられた項目を含む評価基準に従って5段階の符号で評価し、債券の償還までモニタリングを行うもの。

(※6) グリーンボンド等により資金調達する際の支援(外部レビューの付与、グリーンボンド等コンサルティングの実施等)を行う者に対して、その支援費用を補助する事業。

(※7) ZEB(ゼブ): Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を実現しながら、年間に消費する一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。達成状況に応じて4つのZEBシリーズが定義されており、ZEB Orientedは、延床面積が10,000㎡以上の建物で、用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減(事務所等は40%)を実現し、更なる省エネに向けた未評価技術を導入している建物のこと。

以上